

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年2月1日まで縦覧に供する。

平成21年12月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年11月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人東かがわ市ニューツーリズム協会

三好 鋭郎

東かがわ市引田2163番地

3 定款に記載された目的

この法人は、市民や来訪者に対して、東かがわ市の観光振興に関する事業を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。